

19町都都第97号

2019年8月16日

町田市都市計画審議会

会長 吉川 徹 様

町田市長 石 阪 丈 一

都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

記

1 諮問事項

町田市都市計画マスタープラン改定を見据えた、同計画及び町田市住みよい街づくり条例に基づく「地区街づくりプラン」制度の今後の見直し方向性について

2 諮問理由

町田市では、2021年度に、町田市基本構想・基本計画並びに町田市都市計画マスタープラン、緑の基本計画、交通マスタープラン及び住宅マスタープランの一括的な改定を実施する予定である。

また、2004年に施行した「町田市住みよい街づくり条例」では、地域発意による地区計画の策定を目指す「地区街づくり」や、テーマ型まちづくり活動等を支援してきた。現時点で、10の地区街づくり団体と2つのまちづくり市民団体が活動しているところだが、町田市で2018年度から3ヶ年で取り組んでいる「まちだ〇ごと大作戦18-20」など、創意あふれる地域活動の機運が高まっている今、地区計画の策定のみには留まらず、公共施設活用やエリアマネジメントなど、地域の価値創造につながる広範なまちづくり活動に対する積極的な支援に、継続して取り組んでいく必要がある。

以上から、都市計画マスタープラン等との関連性をより強めながら、住みよい街づくり条例に基づくまちづくり支援の制度拡充を図ることを基本として、新たなまちづくりの主体の発掘・支援し、実現性の高い地域のまちづくりにつなげていくための、市民主体のまちづくり制度のあり方について、貴審議会の意見を伺いたい。

なお、本件は町田市街づくり審査会にも諮問いたします。

1 9 町 都 地 第 1 6 2 号
2 0 1 9 年 8 月 1 日

町田市街づくり審査会
会長 志 村 秀 明 様

町田市長 石 阪 丈 一

町田市街づくり審査会への諮問について

このことについて、町田市住みよい街づくり条例（以下「条例」という。）第31条第2項の規定により地区街づくり団体として登録された団体から、同条例第7条第4項に基づく「地区街づくりプラン案」の提案がありましたので、同条例第7条第5項の規定により、下記議題19－1号について貴審査会に諮問致します。

また、町田市では地域の街づくり活動に対する支援に継続的に取り組んでいくため、条例の改定を検討していることから、町田市街づくり審査会運営規則第2条第12号の規定に基づき下記議題19－2号について、貴審査会に諮問致します。

記

1 議題19－1号

つくし野三丁目地区街づくりプラン（計画）原案の作成について

2019年3月に地区街づくり団体に登録されている「つくし野三丁目自治会街づくりを考える会」から地区街づくりプラン案の提案を受けました。これを受け、町田市において「つくし野三丁目地区街づくりプラン(計画)原案(案)」を作成したため、貴審査会の意見を伺いたい。

2 議題19－2号

町田市都市計画マスタープラン改定を見据えた、同計画と町田市住みよい街づくり条例に基づく「地区街づくりプラン」制度の今後の見直し方向性について

2004年に施行した条例では、地域発意による地区計画の策定を目指す「地区街づくり」や、テーマ型まちづくり活動等を支援してきました。現時点で、10の地区街づくり団体と2つの街づくり市民団体が活動しているところですが、町田市で2018年度から3ヶ年で行っている「まちだ〇ごと大作戦18－20」など、創意あふれる地域活動の機運が高まっている今、地区

計画の策定だけに留まらず、公共施設活用やエリアマネジメントなど、地域の価値創造につながる広範なまちづくり活動に対する積極的な支援に、継続して取り組んでいく必要があります。

以上から、条例に基づくまちづくり支援の制度拡充を図ることを基本として、新たなまちづくりの主体を発掘・支援し、実現性の高い地域のまちづくりにつなげていくための、市民主体のまちづくり制度のあり方について、貴審査会の意見を伺いたい。

なお、本件は、２０２１年度に改定を実施する予定である都市計画マスタープラン等との関連性をより強めていくことから、町田市都市計画審議会にも諮問いたします。